



# 埼玉県報

号外第 27 号  
平成 29 年(2017 年)  
10 月 31 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 知事指定薬物

イ ニー「二・五―ジメトキシ―四―（トリフルオロメチル）フェニル」エタン  
アミン（通称名ニC―TFM）及びその塩類  
ロ メチル―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―（ピペリジン―ニ―イル）ア  
セテート（通称名四―Fluoromethylphenidate、四F―  
MPH、四―FMPH）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

平成二十九年十一月一日